

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日佐賀市営土地改良事業（基幹水利施設管理）嘉瀬地区、城西地区及び東与賀地区並びに小城市営土地改良事業（基幹水利施設管理）芦刈第 1 地区の施行に同意した。

平成 23 年 3 月 31 日

佐賀県知事 古 川 康